

会議録

会議名称	令和6年度第2回松伏町地域公共交通活性化協議会		
開催日時	令和6年10月29日（火） 10時00分から11時05分		
出席者	【松伏町地域公共交通活性化協議会委員】※敬称略		
	所属	職名等	
	松伏町	副町長	氏名 鈴木 寛
	茨城急行自動車株式会社	取締役社長	大舘 広知
	株式会社ジャパンタローズ	代表取締役社長	和佐見 文男
	飛鳥交通株式会社	代表取締役	川野 繁 代理：善福 明
	一般社団法人埼玉県バス協会	専務理事	関根 肇
	埼玉県越谷県土整備事務所	道路相談担当部長	坂田 将美
	国土交通省 関東地方整備局 北首都国道事務所	計画課長	柳川 拓郎
	松伏町まちづくり整備課	課長	岡田 純明
	吉川警察署	交通課長	北沢 一樹 代理：光本 敬義
	松伏町PTA連合会	—	池田 千恵美
	公募	—	横内 浩一
	公募	—	浦野 久美子
	国土交通省 関東運輸局 埼玉運輸支局	首席運輸企画専門官	高木 純子
	茨城急行バス労働組合	執行委員長	和田 武士
	埼玉大学 日本大学	名誉教授 客員教授	久保田 尚
	埼玉県企画財政部交通政策課	主幹	村上 晶彦
	松伏町企画財政課	課長	鈴木 英樹
	松伏町新市街地整備課	課長	兵頭 勇
欠席者	(敬称略) 松伏交通有限会社 代表取締役 小島 朗 一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 事務局長 藤田 貢 松伏町自治会連合会会長 会長 松下 英治		
事務局	【松伏町企画財政課】 (主幹) 渡辺 武志 (主任) 平良 敏行		

	(主任) 渡邊 麻子 (主任主事) 中川 翔平 【松伏町地域公共交通計画策定支援業務委託業者】 八千代エンジニアリング株式会社
次 第	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事 (1) 報告第1号 「松伏町の公共交通についての調査」等の実施報告について (2) 報告第2号 松伏町の現状・分析結果等について (3) 議案第1号 松伏町地域公共交通計画における目指す姿・基本方針等について 4 その他 今後のスケジュール等について (予定) 5 閉会
議事録作成者	事務局 (企画財政課主任) 渡邊 麻子
配布資料	資料1 今後のスケジュール等について (予定)

発言者	会議の経過 (発言内容・決定事項等)
1 開会	
<ul style="list-style-type: none"> ・開会を宣言 ・会議成立を報告 ・欠席者を報告 ・事務局、計画策定支援業務の委託業者を紹介 	
2 会長あいさつ	
<ul style="list-style-type: none"> ・会長よりご挨拶 	
3 議事	
(1) 報告第1号 「松伏町の公共交通についての調査」等の実施報告について	
会長	事務局より説明を求める。
事務局	事務局より資料に基づき報告第1号について説明。
会長	意見・質問ないか。
各委員	(意見・質問なし)
(2) 報告第2号 松伏町の現状・分析結果等について	

会長	事務局に説明を求める。
事務局	事務局より資料に基づき報告第2号について説明。
会長	意見・質問ないか。
各委員	(意見・質問なし)
(3) 議案第1号 松伏町地域公共交通計画における目指す姿・基本方針等について	
会長	事務局に説明を求める。
事務局	事務局より議案第1号について説明。
会長	意見・質問ないか。
委員	「地域の輸送資源の活用」とはどういう意味か。
事務局	一般的な乗合の公共交通に限らず、ヒト・モノを運ぶ輸送手段を活用するという考え方である。人を乗せていて公共交通ではない乗り物、例えば企業の送迎車や自動車教習所の送迎車など、お金を取らずに人を運ぶ手段のほか、モノを運んでいるトラックやタクシー、自転車、電動キックボードなど、公共交通に限らない輸送手段で補完していくという考え方のことである。
会長	計画には今のような説明をわかりやすく書いていただきたい。
委員	基本方針2②「利用環境等の充実」、基本方針3③「活発な外出等の支援」という項目に「等」が使われているが、何が含まれているのか。
事務局	基本方針2②「利用環境等」の「等」は利用している方が利用しやすくなる方向性を考えており、利用環境としてはバスを「待つ」環境の充実、また、バスを利用される方に対してわかりやすい「表示」など環境整備以外の方法も考える必要があるという趣旨から「等」という表記をした。 基本方針3③「活発な外出等の支援」については、事業の内容によっては外出していただくという方策以外の事業を検討する可能性があるため、「等」という表記をした。
会長	ほかに意見・質問ないか。
委員	基本方針3②「地域の公共交通を地域で守り育てる意識の醸成」というのは良い考えだと思うが、分類する際には、基本方針3「活気とにぎわいのあるまちづくりに貢献する公共交通」に入るのか、基本方針2「みんなにやさしい公共交通」に入るのか、基本方針1「持続可能な公共交通」に入るのか、疑問に思ったので、ご説明いただきたい。
事務局	「地域の公共交通を地域で守り育てる意識の醸成」について、現在の案としては基本方針3「活気とにぎわいのあるまちづくりに貢献する公共交通」に分類しているが、理由としては、乗り方教室やにぎわいをつくるというなかで、町民の皆さまに出かけていただいて何かをやるという取り組みを検討していることから、出かけることによりまちのにぎわいにつながるという趣旨から、基本方針3に分類した。
会長	「地域の公共交通を地域で守り育てる意識の醸成」については、事務局からの説明のとおり、基本方針3「活気とにぎわいのあるまちづくりに貢献する公共交通」に分類し、計画における「目指す姿」・「基本方針」・「取り組みの方向性」につい

	て採決を行いたいと思うが、議案第1号について事務局案のとおり議決してよいか。
各委員	(委員全員承認)
4 その他	
今後のスケジュール等について (予定)	
会長	事務局に説明を求める。
事務局	資料1に基づき説明。
会長	ただ今の説明について質問等あるか。
各委員	(意見・質問なし)
5 閉会	